

# 公益財団法人岡山県体育協会競技力向上事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 競技力向上事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人岡山県体育協会に加盟する国民体育大会正式競技団体（以下「対象団体」という。）が、競技力の向上のために行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助し、もって国体等の国内スポーツ大会及び国際大会において優秀な成績を収めることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額等)

第3条 公益財団法人岡山県体育協会会長（以下「会長」という。）は、対象団体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として会長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、競技力向上事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、別に指定する日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第5条 会長は、対象団体から前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を速やかに審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、競技力向上事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を当該対象団体に送付するものとする。

2 会長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第6条 会長は、補助金の交付の決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定を受けた対象団体（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第5条に定める交付決定通知を受領した日から15日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

(計画変更等の承認等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助事業の目的を損なわない軽微なものを除く。）を行うときは、競技力向上事業変更承認申請書（様式第6号）によりあらかじめ代表理事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、競技力向上事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により会長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過する日又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、競技力向上事業実績報告書（様式第8号）に別表1及び別表2に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、競技力向上事業補助金額の確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、競技力向上事業補助金請求書（様式第12号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、提出された補助金請求書を審査し、適正であると認めるときは補助金を交付する。

(補助金の交付)

第12条 会長は、第10条の規定による補助金額の確定後、前条の規定により提出された請求書を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(決定の取消し)

第13条 会長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類の備付け等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理保管するなど、補助金の経理状況を常に明確にしておかなければならない。

2 前項に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、会長の求めにより、補助事業の実施状況について、会長に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に準じて、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 9 条関係)

○平成 29 年度公益財団法人岡山県体育協会競技力向上事業補助金交付申請について

事業名	国体成年選手強化事業及びジュニア選手育成・強化事業
申請団体	国体正式競技団体
提出書類	交付申請書 (様式第 1 号の 1) P-10
	事業計画書 (様式第 2 号の 1 及び様式第 2 号の 2) P-11
	収支予算書 (様式第 3 号の 1) P-13
	補助金請求書: 4 枚 (様式第 12 号) P-14

事業名	小学生スポーツ大会事業
申請団体	一般財団法人岡山陸上競技協会・NPO 法人岡山県水泳連盟
提出書類	交付申請書 (様式第 1 号の 2) P-21
	事業計画書 (様式第 2 号の 3) P-22
	収支予算書 (様式第 3 号の 2) P-22
	開催要項・大会プログラム等
	補助金請求書: 1 枚 (様式第 12 号) P-23

事業名	ハイパフォーマンス支援事業
申請団体	該当国体正式競技団体
提出書類	交付申請書 (様式第 1 号の 3) P-28
	事業計画書 (様式第 2 号の 4) P-29
	収支予算書 (様式第 3 号の 3) P-30
	補助金請求書: 1 枚 (様式第 12 号) P-31

事業名	追加種目特別強化事業
申請団体	岡山県ボクシング連盟・岡山県レスリング協会・岡山県ウエイトリフティング協会・岡山県自転車競技連盟・岡山県ラグビーフットボール協会・NPO 法人岡山県水泳連盟
提出書類	交付申請書 (様式第 1 号の 4) P-37
	事業計画書 (様式第 2 号の 5) P-38
	収支予算書 (様式第 3 号の 4) P-39
	補助金請求書: 1 枚 (様式第 12 号) P-40

○平成 29 年度公益財団法人岡山県体育協会競技力向上事業補助金実績報告について

事業名	国体成年選手強化事業及びジュニア選手育成・強化事業
報告団体	国体正式競技団体
提出書類	実績報告書（様式第 8 号の 1） P-15
	事業報告書（様式第 9 号の 1 及び様式第 9 号の 2） P-16・17
	収支決算書（様式第 10 号の 1） P-18
	参加者名簿兼補助金関係報償費旅費支給内訳書（様式第 4 号の 1） P-19
	証拠書類（別表 2：補助金に係る証拠書類一覧参照）

事業名	小学生スポーツ大会事業
報告団体	一般財団法人岡山陸上競技協会・NPO 法人岡山県水泳連盟
提出書類	実績報告書（様式第 8 号の 2） P-24
	事業報告書（様式第 9 号の 3） P-25
	収支決算書（様式第 10 号の 2） P-25
	参加者名簿兼補助金関係報償費旅費支給内訳書（様式第 4 号の 2） P-26
	証拠書類（別表 2：補助金に係る証拠書類一覧参照）
	大会プログラム及び成績表

事業名	ハイパフォーマンス支援事業
報告団体	該当国体正式競技団体
提出書類	実績報告書（様式第 8 号の 3） P-32
	事業報告書（様式第 9 号の 4） P-33
	収支決算書（様式第 10 号の 3） P-34
	参加者名簿兼補助金関係報償費旅費支給内訳書（様式第 4 号の 1） P-35
	証拠書類（別表 2：補助金に係る証拠書類一覧参照）

事業名	追加種目特別強化事業
報告団体	岡山県ボクシング連盟・岡山県レスリング協会・岡山県ウエイトリフティング協会・岡山県自転車競技連盟・岡山県ラグビーフットボール協会・NPO 法人岡山県水泳連盟
提出書類	実績報告書（様式第 8 号の 4） P-41
	事業報告書（様式第 9 号の 5） P-42
	収支決算書（様式第 10 号の 4） P-43
	参加者名簿兼補助金関係報償費旅費支給内訳書（様式第 4 号の 1） P-44
	証拠書類（別表 2：補助金に係る証拠書類一覧参照）

## 別表2

## 岡山県体育協会競技力向上事業補助金に係る証拠書類一覧

- 1: 補助事業における **個別事業ごと**に、次の経費証拠書類を添付することとする。
- 2: 領収書の宛名は、補助対象者である **各競技団体名**とし、振込の際も **競技団体名で振込**をすること。
- 3: 証拠書類は、原本のコピーを添付することとし、原本は競技団体において5年間保管する。
- 4: 5万円以上の場合は、必ず領収書に収入印紙を貼付し消印があること。
- 5: 次に示す書類以外の書類を証拠書類等とする場合は、事務局とあらかじめ協議すること。

費 目		証拠書類	留 意 点
報償費	競技団体関係指導者・外部指導者・ドクター・トレーナー等	・参加者名簿兼支給内訳書(様式第4号)に本人の署名・受領印	
旅費	交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の発行する領収書</li> <li>・旅行代理店等の発行する領収書</li> <li>・参加者名簿(様式第4号)</li> </ul>	・領収書には、年月日、金額及び旅行先が明記されていること。
	※ <b>県内の移動</b>	・参加者名簿兼支給内訳書(様式第4号)に本人の署名・受領印	※ <b>小学生スポーツ大会のみ該当</b>
	宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の発行する領収書</li> <li>・旅行代理店の発行する領収書</li> <li>・参加者名簿(様式第4号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書は発行者が作成し、ホテル名等の入った印があること。</li> <li>・領収書には年月日、金額及び利用日等の内訳明細が明記されていること。</li> <li>・領収書で証明できる金額のみ補助対象経費とし、食事代は加算しない。</li> <li>・1泊2食付の場合、別表3の宿泊費の上限以内で支給できる。</li> </ul>
	合宿所・公民館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者または相手先利用施設代表者が発行する領収書</li> <li>・参加者名簿(様式第4号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書は発行者が作成し、合宿所名の入った印又は相手先利用施設代表者の印があること。</li> <li>・領収書には年月日、金額及び利用日等の内訳明細が明記されていること。</li> </ul>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>燃料費(自家用車等)</li> <li>印刷製本費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者、施設等の発行する領収書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書には、年月日、数量、金額及び内容等の内訳明細が明記されていること。</li> <li>・消耗品をコンビニ等で購入した場合は、品名・単価・数量とが明記されている場合は、レシートでも可とする。</li> <li>・クレジットカードの個人名の領収書又はお客様控等は証拠書類にはならない。</li> <li>・ETC利用時は、利用証明書を証拠書類とすることができる。</li> <li>・特殊な事情がある場合は、事務局と協議すること。</li> </ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費</li> <li>振込手数料</li> <li>保険料(スポーツ保険等)</li> </ul>		
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場・器具借上料</li> <li>バス・レンタカー・タクシー借上料</li> <li>有料道路通行料・駐車場代</li> </ul>		
負担金補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会参加料</li> <li>研修会等参加料</li> </ul>		

※下線部は平成29年度からの変更点です。

県内旅費の定額支給については、小学生スポーツ大会のみ対象となります。

別表3

## 競技力向上事業補助金対象経費及び額(平成29年度～)

費目等			事業名				
報償費			国体成年選手強化	ジュニア選手育成・強化	小学生スポーツ大会	ハイパフォーマンス支援	追加種目特別強化
競技団体関係指導者	2,200円以内	○	○	○	×	○	
外部指導者	11,500円以内	○	○	○	×	○	
ドクター	11,500円以内	○	○	○	×	○	
トレーナー等	7,000円以内	○	○	○	○	○	
旅費			国体成年選手強化	ジュニア選手育成・強化	小学生スポーツ大会	ハイパフォーマンス支援	追加種目特別強化
県内	交通費	実費相当額	○	○	×	○	○
		2,200円以内	×	×	○	×	×
	交通費(同一市町村内)	1,100円以内	×	×	○	×	×
	宿泊費(1泊)	9,800円以内	○	○	○	○	○
県外	交通費	実費相当額	○	○	×	○	○
	宿泊費(1泊)	9,800円以内	○	○	○	○	○
	下記の地域(1泊)						
	東京都(23区)						
	埼玉県(さいたま市)						
	千葉県(千葉市)						
	神奈川県(横浜市・川崎市)	10,900円以内	○	○	×	○	○
	愛知県(名古屋市)						
	兵庫県(神戸市)						
	京都府(京都市)						
大阪府(大阪市・堺市)							
広島県(広島市)							
福岡県(福岡市)							
需用費※1			国体成年選手強化	ジュニア選手育成・強化	小学生スポーツ大会	ハイパフォーマンス支援	追加種目特別強化
消耗品費							
燃料費(自家用車等)			○	○	○	×	○
印刷製本費							
役務費※2			国体成年選手強化	ジュニア選手育成・強化	小学生スポーツ大会	ハイパフォーマンス支援	追加種目特別強化
通信運搬費			○	○	○	×	○
保険料(スポーツ保険等)							
使用料及び賃借料※3			国体成年選手強化	ジュニア選手育成・強化	小学生スポーツ大会	ハイパフォーマンス支援	追加種目特別強化
会場・器具借上料							
バス・レンタカー・タクシー借上料			○	○	○	×	○
有料道路通行料							
駐車場代							
負担金補助及び交付金※4			国体成年選手強化	ジュニア選手育成・強化	小学生スポーツ大会	ハイパフォーマンス支援	追加種目特別強化
大会・研修会参加料			○	○	×	×	○

## [補助金執行上の留意事項]

表中の※1、※2、※3、※4の費目について、特別な事情がある場合は、事務局と協議すること。

旅費・報償費を受け取る教職員は、部活動手当等と重複しないよう確認すること。